

## 茅野市要保護児童対策地域協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、茅野市要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について所掌する。

- (1) 要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦（以下「要保護児童等」という。）に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換に関すること。
- (2) 要保護児童等に対する支援の内容に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会を円滑に運営するために、協議会に、代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議を置く。

(代表者会議)

第4条 代表者会議は、関係機関等の代表者又は代表者から推薦を受けた者で構成し、要保護児童等への対策全般についての情報交換、施策の策定及び関係機関等の連携のための役割分担等について協議する。

- 2 代表者会議の座長は、こども部長をもって充てる。
- 3 座長に事故あるときは、座長があらかじめ指名した者が、その職務を代理する。

(実務者会議)

第5条 実務者会議は、関係機関等の実務者で構成し、要保護児童等の実態及び支援の総合的な把握、要保護児童対策を推進するための啓発活動の企画、要保護児童等に対する援助についての協議並びに関係機関等による定例的な情報交換を行う。

- 2 実務者会議の座長は、こども部こども課長をもって充てる。
- 3 座長に事故あるときは、座長があらかじめ指名した者が、その職務を代理する。

(個別ケース検討会議)

第6条 個別ケース検討会議は、個別の要保護児童等について、直接関わりを有している担当者及び今後関わりを有する可能性がある者で構成し、要保護児童等の具体的な支援の内容について協議する。

(要保護児童対策調整機関)

第7条 児童福祉法（昭和22年法律164号。以下「法」という。）第25条の2第4項の規定に基づく要保護児童対策調整機関（以下「調整機関」という。）として、茅野市こども部こども課を指定する。

2 調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて、関係機関等との連絡調整を行う。

(守秘義務)

第8条 協議会の構成員及び構成員であった者は、法第25条の5の規定に基づき、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この要綱は、平成25年3月14日から施行する。